

(2) みどりのモデル地区の指定期間の延長について

平成 22 年 2 月から指定している「みどりの推進モデル地区」、「屋上緑化等推進モデル地区」の指定期間は、令和元年度第 2 回小委員会でのご意見をうけ、令和 2 年 9 月 30 日まで暫定的に延長しています。モデル地区の指定及び解除に関することは、新宿区みどりの条例第 27 条第 2 項第 4 号に基づき、新宿区みどりの推進審議会の調査審議事項となっています。

新宿区みどりの基本計画（改定）に基づく 4 つのモデル地区（みどりの保全モデル地区、みどりの推進モデル地区、屋上緑化等推進モデル地区、緑視モデル地区）検討に際しては、基礎資料として区の各地域におけるみどりの推移の最新データの把握や、みどりの増減の激しい小規模な民有地のみどりの詳細な動向の解析等が不可欠であり、現在、区で実施中の「新宿区みどりの実態調査（第 9 次）」の中で調査を行っているところです。

この実態調査の結果を踏まえ、令和 3 年度にあらためてモデル地区について、審議会でご意見を伺い、令和 3 年度末に見直し及び指定していくことを予定しております。見直しまでの間は、これまでと同じ指定地域と施策内容とし、指定期間を延長したいと考えております。

記

1 審議内容 みどりのモデル地区の指定期間の延長について

延長期間（案）令和 2 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（現行 平成 22 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで）

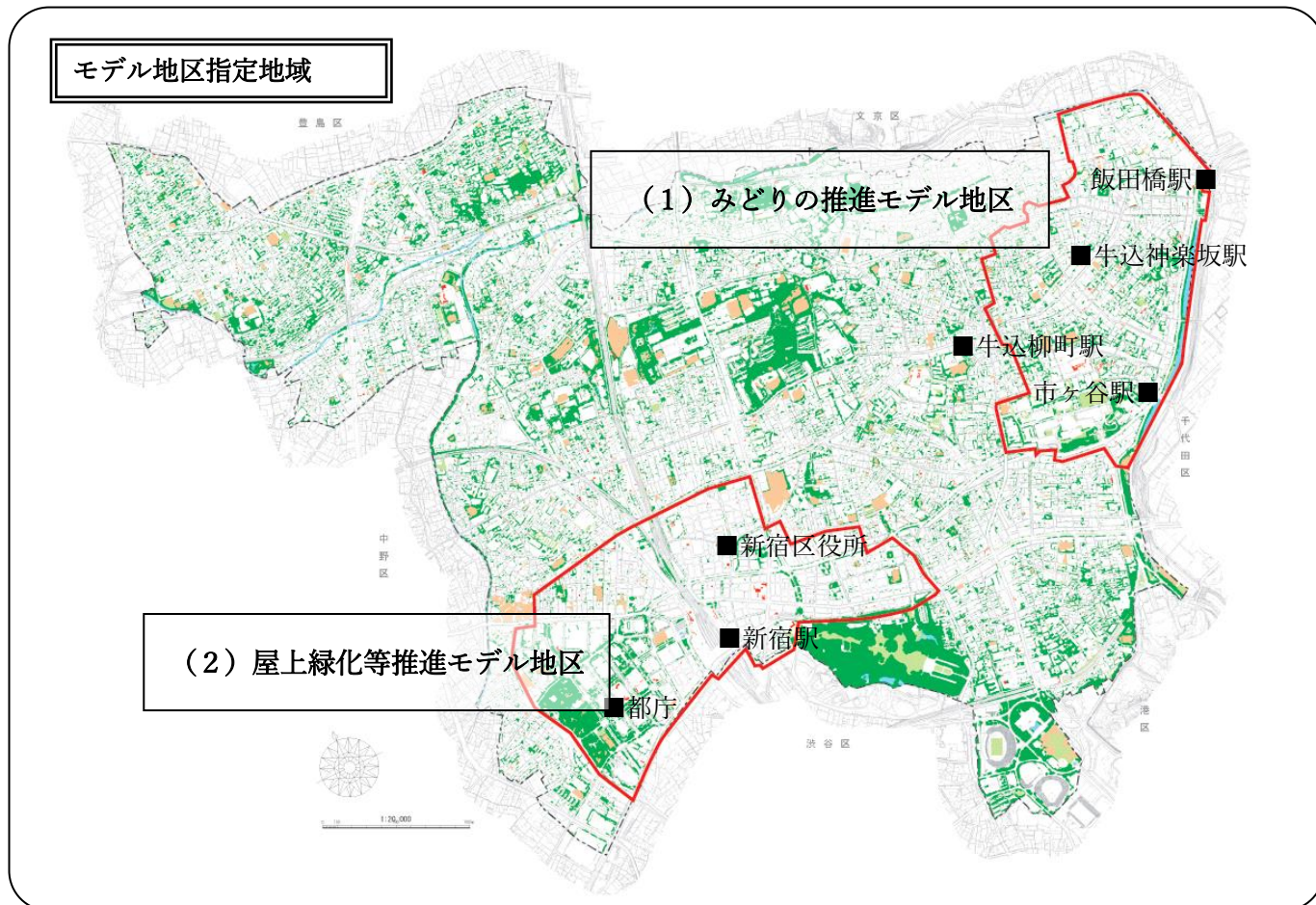
※指定地域の位置と緑化施策は、現行のモデル地区と同じとする（裏面参照）

2 想定スケジュール

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度以降
みどりのモデル地区 指定			
新宿区 みどりの推進審議会			
新宿区 みどりの実態調査			

モデル地区の継続内容

モデル地区の指定位置とモデル地区内の緑化施策



(1) みどりの推進モデル地区
(高木・生垣の緑化を推進)

- ア 緑化計画書制度
接道部に高木または生垣を設置した場合、割増し算定が可
- イ みどりの助成制度
高木・生垣の設置については、助成単価の割増し及び上限額を増
- ウ みどりの協定
地域住民による自主的な緑化活動を手厚く支援

(2) 屋上緑化等推進モデル地区
(屋上緑化・壁面緑化を推進)

- ア 緑化計画書制度
屋上緑化、壁面緑化の設置により、緑化延長や面積の割増し算定が可
- イ みどりの助成制度
屋上緑化及び壁面緑化について、助成単価の割増し及び上限額の増